

PCRP31S03-04

# 液化石油ガス器具等安全分野の 技術的適用文書

(第4版)

平成xx年xx月xx日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター

## 目次

1. 適用範囲	3
2. 引用文書及び関連文書	3
2.1 引用文書	3
2.2 関連文書	3
3. 定義	3
4. 管理上の要求事項	4
4.1 組織	4
4.2 マネジメントシステム	4
4.3 文書管理	4
4.4 依頼、見積仕様書及び契約の内容の確認	4
4.5 試験・校正の下請負契約	4
4.6 サービス及び供給品の購買	4
4.7 顧客へのサービス	4
4.8 苦情	4
4.9 不適合の試験・校正業務の管理	4
4.10 改善	4
4.11 是正処置	4
4.12 予防処置	4
4.13 記録の管理	4
4.14 内部監査	4
4.15 マネジメント・レビュー	5
5. 技術的要求事項	5
5.1 一般	5
5.2 要員	5
5.3 施設及び環境条件	5
5.4 試験・校正の方法及び方法の妥当性確認	5
5.5 設備	5
5.6 測定のトレーサビリティ	5
5.7 サンプルング	5
5.8 試験・校正品目の取扱い	6
5.9 試験・校正結果の品質の保証	6
5.10 結果の報告	6

## 液化石油ガス器具等安全分野の技術的適用文書

### 序文

この適用文書は、ASNITE製品認証機関認定において、認定基準の一部として用いるものである。

この適用文書はISO/IEC 17065（JIS Q 17065）の7.4項における評価業務の実施に関して作成されるもので、ISO/IEC 17025（JIS Q 17025）の要求事項を、当該分野又はそのうちの特定の試験方法に関する具体的な明確化された適用の考え方を与えるものとなっている。したがって、この適用文書は一般要求事項の範囲を越えるものを含まない。

ASNITE製品認証機関認定においては、認定を受けようとする製品認証機関の試験所又は認定された製品認証機関の試験所は、関連する分野の適用文書に適合することが要求される。

備考 ISO/IEC 17025（JIS Q 17025）との対応を明確にするため、以下の項目は、ISO/IEC 17025（JIS Q 17025）と同一とした。このため、対応する適用文書がない場合、欠番のものもある。

### 1. 適用範囲

この適用文書は、液化石油ガス器具等安全分野のうち試験に関する適用文書を規定するものである。

### 2. 引用文書及び関連文書

#### 2. 1 引用文書

##### ①引用規格

- ・ ISO/IEC 17025-2005 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項（JIS Q 17025-2005）
- ・ ISO/IEC 17065-2012 適合性評価－製品、プロセス及びサービス認証を行う（JIS Q 17065-2012）機関に対する要求事項
- ・ 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令

#### 2. 2 関連文書

特になし。

### 3. 定義

この適用文書で用いる主な用語の定義は、ISO/IEC17025（JIS Q 17025）及びISO/IEC 17065（JIS Q 17065）で定めるものによる。

- 4. 管理上の要求事項
  - 4. 1 組織  
「適用文書なし。」
  - 4. 2 マネジメントシステム  
「適用文書なし。」
  - 4. 3 文書管理  
「適用文書なし。」
  - 4. 4 依頼、見積仕様書及び契約の内容の確認  
「適用文書なし。」
  - 4. 5 試験・校正の下請負契約  
「適用文書なし。」
  - 4. 6 サービス及び供給品の購買  
「適用文書なし。」
  - 4. 7 顧客へのサービス  
「適用文書なし。」
  - 4. 8 苦情  
「適用文書なし。」
  - 4. 9 不適合の試験・校正業務の管理  
「適用文書なし。」
  - 4. 10 改善  
「適用文書なし。」
  - 4. 11 是正処置  
「適用文書なし。」
  - 4. 12 予防処置  
「適用文書なし。」
  - 4. 13 記録の管理  
「適用文書なし。」
  - 4. 14 内部監査  
「適用文書なし。」

4. 15 マネジメント・レビュー  
「適用文書なし。」

5. 技術的要求事項

5. 1 一般  
「適用文書なし。」

5. 2 要員  
5. 2. 1  
「適用文書なし。」

5. 3 施設及び環境条件  
「適用文書なし。」

5. 4 試験・校正の方法及び方法の妥当性確認

5. 4. 6 測定の不確かさの推定

試験方法が「測定の結果が数値で表される試験方法であって、ISO/IEC 17025 (JIS Q 17025) の 5.4.6.2 の注記 2 に該当しないもの」に該当する場合、当該試験における「測定の不確かさを推定する手順」をもち、その手順に基づき不確かさの見積もり(推定)を行こと。

また、この種類の試験に対し、ISO/IEC 17025 (JIS Q 17025) の 5.4.6.2 及び 5.4.6.3 の要求事項を満たす為に、以下の方法のいずれかによって不確かさを見積もることができる。

- (1) 十分な数のコントロールサンプル (laboratory control samples) を用いる方法。
- (2) 不確かさの主な構成要素の確認及び測定の不確かさの合理的な推定による方法 (例えば、測定の不確かさを数式モデルとして表現できないような試験方法に適用する。)
- (3) 不確かさの全ての要素を特定しており、ISO「測定の不確かさの表現の指針」に従って計算された、詳細な測定の不確かさの評価方法 (例えば、試験における測定の不確かさを数式モデルとして表現できる試験方法に適用する。)

(参考 ISO/IEC 17025 (JIS Q 17025) 5.4.6.2 注記 2)

広く認められた試験方法が測定の不確かさの主要な要因の値に限界を定め、計算結果の表現形式を規定している場合には、試験所はその試験方法及び報告方法の指示に従うことによってこの項目を満足すると考えられる。

5. 5 設備  
「適用文書なし。」

5. 6 測定トレーサビリティ  
「ASNITE 製品認証機関認定の一般要求事項」(PCRP21) 9.1 参照。

5. 7 サンプルング  
「適用文書なし。」

5. 8 試験・校正品目の取扱い

「適用文書なし。」

5. 9 試験・校正結果の品質の保証

「ASNITE 製品認証機関認定の一般要求事項」(PCRP21) 9.2 参照。

5. 10 結果の報告

「適用文書なし。」

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年7月31日から施行する。

附則

この規程は、平成25年11月26日から施行する。

附則

この文書は、平成27年9月15日から適用する。